

上山市議会会議録

第 4 9 8 回臨時会
(令和 2 年 4 月 2 0 日)

令和2年4月20日（月曜日） 午前10時 開会

議事日程第1号

令和2年4月20日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定
日程第 4 議第35号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 5 議第36号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議第37号 上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議第38号 市が所有する空き家等の利活用を促進する条例の制定について
日程第 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（閉 会）

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

出席議員氏名

出席議員（15人）

1番	谷 江 正 照	議員	2番	石 山 正 明	議員
3番	佐 藤 光 義	議員	4番	守 岡 等	議員
5番	高 橋 要 市	議員	6番	棚 井 裕 一	議員
7番	尾 形 み ち 子	議員	8番	長 澤 長右衛門	議員
9番	川 口 豊	議員	10番	中 川 と み 子	議員
11番	神 保 光 一	議員	12番	枝 松 直 樹	議員
13番	川 崎 朋 巳	議員	14番	高 橋 義 明	議員
15番	大 沢 芳 朋	議員			

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横 戸 長 兵 衛	市 長	塚 田 哲 也	副 市 長
尾 形 俊 幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局局長	富 士 英 樹	市政戦略課長
平 吹 義 浩	財 政 課 長	前 田 豊 孝	税 務 課 長
木 村 昌 光	市民生活課長	鈴 木 直 美	健康推進課長
鏡 裕 一	福 祉 課 長	齋 藤 智 子	子ども子育て課長
鈴 木 英 夫	商 工 課 長	佐 藤 毅	観 光 課 長
漆 山 徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局局長	須 貝 信 亮	建 設 課 長
秋 葉 和 浩	上下水道課長	武 田 浩	会 計 管 理 者 (兼)会計課長
佐 藤 浩 章	消 防 長	古 山 茂 満	教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	遠 藤 靖	教 育 委 員 会 長
大 澤 泰 雄	教 育 委 員 会 長 教 育 委 員 会 長	高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長
板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 挙 管 理 委 員 会 長	花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長
大 和 啓	監 査 委 員	舟 越 信 弘	農 業 委 員 会 長 監 査 委 員 会 長

事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之	事 務 局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

開 会

した第498回臨時会をただいまから開会いたします。

○大沢芳朋議長 去る4月13日告示になりま

開 議

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る4月15日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

提出されております議案は予算議案1件、条例議案3件、承認議案1件であります。それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

日程第1 諸般の報告

○大沢芳朋議長 日程第1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。

事務局長。

〔金沢直之事務局長 登壇〕

○金沢直之事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る4月13日、上山市告示第111号によって、令和2年4月20日、上山市議会第498回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

令和2年4月13日、議第27号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第498回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受理しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 15人

以上で報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○大沢芳朋議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

1番 谷 江 正 照 議員

6番 棚 井 裕 一 議員

11番 神 保 光 一 議員

を指名いたします。

日程第3 会期決定

○大沢芳朋議長 日程第3、会期決定の件を議

題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり本日１日としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決しました。

~~~~~

**日程第４ 議第３５号 令和２年度  
上山市国民健康保険特別  
会計補正予算（第１号）**

○大沢芳朋議長 日程第４、議第３５号令和２年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第３５号令和２年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてであります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を新たに計上するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、予算の総額を３３億８，１００万円とするものであります。

なお、詳細につきましては健康推進課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議

第３５号令和２年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお開き願います。

令和２年度上山市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億８，１００万円とするものであります。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、「第１表 歳入歳出予算補正」の説明でございますが、重複説明を避けるため、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明いたしますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

２款保険給付費６項１目傷病手当金は、１００万円の皆増であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者が労務に服することができない場合等に、日額給与等の３分の２に相当する額を支給する傷病手当金を新たに措置するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

８ページ、９ページをお開き願います。

４款県支出金１項１目保険給付費等交付金に１００万円を追加し、補正後の額を２３億９，０５２万８，０００円とするものであります。特別調整交付金分（市町村分）を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○大沢芳朋議長 2番石山正明議員。

○2番 石山正明議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第35号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま2番石山正明議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第35号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第35号令和2年度上山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決

することに決しました。

~~~~~

日程第5 議第36号 上山市市税 条例の一部を改正する条 例の制定について

○大沢芳朋議長 日程第5、議第36号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第36号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案するものであります。

その主な改正内容は、国民健康保険税において基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額を引き上げるとともに、軽減判定所得の算定措置を拡大するものであります。

なお、詳細につきましては税務課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 税務課長。

〔前田豊孝税務課長 登壇〕

○前田豊孝税務課長 命によりまして、議第36号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税に係る規定について必要な改正を行うものでございます。

初めに、主な改正内容を御説明いたしますので、議案と一緒に配付しております議第36号

議案資料を御覧願います。

第1項、課税限度額の引上げにつきましては、国民健康保険制度の見直しに伴う改正によりまして、1点目が、基礎課税額の限度額を現行の61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を現行の16万円から17万円に引き上げるものであります。

次に、第2項、減額措置に係る軽減判定所得の見直しによる軽減措置の拡充につきましては、低所得者に対する軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減の対象世帯の軽減措置を拡充するものでございます。

第1号、5割軽減の対象となる世帯の算定額につきましては、軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、第2号、2割軽減の対象となる世帯の算定額につきましては、51万円から52万円に引き上げるものであります。

その他、法律等の改正に伴って、引用条項等の改正と条項を整理するために附則を改正するものでございます。

続きまして、条例の改正箇所について御説明いたしますので、議案書の1ページをお開き願います。

なお、改正箇所につきましては下線で示してあるところになります。

最初に、第128条第2項につきましては、さきに御説明いたしました国民健康保険税の基礎課税額の限度額を61万円から63万円に改正し、第4項では介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に改正するものであります。

次に、第135条、保険税の減額であります、さきに御説明いたしました第128条の改

正に伴い、第1項では、2ページをお開きください、保険税の減額措置後の基礎課税額の限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額を16万円から17万円に改正するものであります。

第135条第1項第2号、第3号につきましては、さきに御説明いたしました国民健康保険税の軽減措置の拡充に伴いまして、第2号では、5割軽減対象世帯の被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に、第3号では、2割軽減対象世帯の額を51万円から52万円に改正するものであります。

続きまして、条例附則について御説明申し上げます。

条例附則第21条の長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例であります、3ページを御覧ください。長期譲渡所得の金額からの控除を規定する租税特別措置法の適用規定に、新たに低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例措置を定めた第35条の3第1項を加えるものであります。

次の第22条につきましては、第21条の規定を読み替えて適用する内容となっております。

なお、附則であります、第1項の施行期日につきましては、公布の日から施行するとするものであり、第2項の経過措置につきましては、この条例による改正後の上山市市税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○大沢芳朋議長 10番中川とみ子議員。

○10番 中川とみ子議員 この際、動議を提

出いたします。

ただいま議題となっております議第36号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま10番中川とみ子議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第36号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第36号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
**日程第6 議第37号 上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

○大沢芳朋議長 日程第6、議第37号上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第37号上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給並びに被保険者の適用除外及び一部負担金の規定について必要な改正を行うため提案するものであります。

なお、詳細につきましては健康推進課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

〔鈴木直美健康推進課長 登壇〕

○鈴木直美健康推進課長 命によりまして、議第37号上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、条例改正の概要について御説明いたしますので、議第37号議案資料を御覧ください。

改正理由でございますが、このたび、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、国の財政支援が盛り込まれたことに伴う改正を



行うとともに、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴い、被保険者の適用除外及び一部負担金に係る規定について、必要な改正を行うものでございます。

次に、改正内容について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給については、給与等の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給するものであります。

なお、感染が疑われ、結果として感染症に感染していなかった場合も同様の取扱いとするものです。

また、傷病手当金の額は、1日につき傷病手当の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に相当する額とし、支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間とするものであります。

被保険者の適用除外及び一部負担金に係る規定については、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令等の一部が改正されたことに伴う字句の修正等でございます。

それでは、改正条文の説明を申し上げますので、議案書の5ページをお開きください。

上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、第5条において、被保険者とならない者を規定しておりますが、国民健康保険法等の一部改正に基づき、第2号を削除し、字句の修正を行うものであります。

次に、第6条において、一部負担金について

規定しておりますが、6ページをお開きください。国民健康保険法施行令の一部改正に基づき、字句の修正を行うものであります。

また、附則において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の規定を追加し、第3項においては傷病手当金の支給の対象について規定し、第4項においては傷病手当金の額について規定し、第5項においては傷病手当金の支給期間について規定し、第6項、第7項及び第8項においては新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整について規定するものでございます。

8ページをお開きください。

最後に附則について申し上げますが、本条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の上山市国民健康保険条例附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○大沢芳朋議長** 6番棚井裕一議員。

**○6番 棚井裕一議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第37号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** ただいま6番棚井裕一議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第37号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 社会保険と違って国保の場合は、これまで傷病手当がなかったのが、今回の措置に対して賛意を表するものですが、同じような制度として、労災の休業補償制度というものがあります。これは、基本的に業務内で病気やけがで仕事を休んでいる人が対象ですけれども、国保の場合、原則労災がないという下で、業務内で新型コロナウイルスに感染した場合にも傷病手当の対象となるのでしょうか。

○大沢芳朋議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 国保につきましては、業務内、業務外、どちらも対象となるものでございます。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 それと追加しまして、例えば、本市の職員が業務の中で新型コロナウイルスに感染した場合には、労災あるいは公務災害の休業補償の対象となりますか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 職員が新型コロナウイルスに感染した場合につきましては、出勤することが著しく困難であると認められる特別休暇として取り扱うということになっております。

○大沢芳朋議長 守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 補償内容というのは、

どういうものなのでしょうか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○尾形俊幸庶務課長 特別休暇でございますので、基本、有給という形になります。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第37号上市市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第7 議第38号 市が所有する空き家等の利活用を促進する条例の制定について

○大沢芳朋議長 日程第7、議第38号市が所有する空き家等の利活用を促進する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第38号市が所有する空き家等の利活用を促進する条例の制定についてであります。市が所有する空き家等の有効活用を促進し、定住

の促進及び地域の活性化を図るため提案するものであります。

なお、詳細につきましては建設課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 建設課長。

〔須貝信亮建設課長 登壇〕

○須貝信亮建設課長 命によりまして、議第38号市が所有する空き家等の利活用を促進する条例の制定について御説明いたします。

議案書9ページをお開きください。

条例の提案理由であります、条例の目的と重複するものでありますので、条文について御説明いたします。

第1条第1項を御覧ください。

条例の目的であります、定住の促進及び地域の活性化を図るため、市が所有する空き家、空き地及び空き家がある土地の有効活用を促進することを定めたものであります。

第2条第1項は、条例に掲げる用語を定義したものであります。第1号は空き家を、第2号は空き地を、第3号は事業者を、第4号は対象区域について、記載のとおり定めたものであります。

第3条第1項は、貸付けの規定であります。市は、条例の目的を達成するため、市民等の公共性又は公益性が認められる場合、財産に関する条例の規定にかかわらず、事業者に対し空き家等を無償で貸付けすることができる旨定めたものであります。

第4条第1項は、無償貸付けを受けようとする事業者について、市に対する申請義務を、第2項では、市がその審査及び決定通知を行うことなどを定めたものであります。

第5条第1項は、決定通知を受けた事業者が

空き家等を第三者へ譲渡することにより、次のページを御覧ください。地位を承継する必要が生じた場合に、市に対する申請義務を、第2項では、申請に対する市の審査及び承認を規定するものであります。

第6条第1項では、市が必要と認めた場合、事業者に対し、事業実施状況の報告を求めることができることなどを定めたものであります。

第7条第1項は、決定通知を受けた事業者が、第1号から第6号までの記載事項のいずれかに該当する場合、市が決定通知を取り消すことができる旨、定めたものであります。

第8条第1項は、この条例の施行に関する必要事項について規則で定めることを規定するものであります。

最後に附則について申し上げます。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第38号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま12番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第38号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 ランドバンクエリアについてお伺いをいたします。

ここでは、規則で定めるというふうに規則に委任されておりますので、今後、例えば新しい場所が出てきた場合は、その都度、規則を改正するということになるのでしょうか。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 規則の中で、別というふうなことで図面で表示をしておりますけれども、エリアにつきましては、今年度から第2期上山市空き家等対策計画が4か年で令和5年度までという位置づけでスタートしたばかりでございますので、その状況によりまして、基本的には区域につきましては、このとおり進める形で、状況を見ながら、必要に応じて変更するということも出てくる可能性はございます。

○大沢芳朋議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今度、駅前広場の整備をする予定であります。東口などについては、今現在はランドバンクエリアに入っていないと思っているのですが、当然、開発するとなれば、そこもランドバンクエリアに入れていくということになるかと思いますが、いかがでしょう。

○大沢芳朋議長 建設課長。

○須貝信亮建設課長 ランドバンクエリアにつきましては、上山城周辺、歴史的、経済的、景

観的にしっかり進めていくという区域で定めているものでございます。

議員の御発言の東口につきましては、土地利用といいますか、土地の状況等を踏まえると、開発といったものがより進めやすいというふうな位置づけの区域で、ランドバンクで進めるべき区域からは外れているところでありますので、現時点におきましては、先ほど申し上げたとおり、このエリアの中で進めていきたいと考えているところでございます。

○大沢芳朋議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第38号市が所有する空き家等の利活用を促進する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

## 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○大沢芳朋議長 日程第8、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

**○横戸長兵衛市長** ただいま議題となりました議案について、御説明申し上げます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響緩和対策に関し、固定資産税の納期に係る上山市市税条例の改正を直ちに行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

主な内容は、固定資産税の納期について、市長が特別の事情があると認めた場合は、年度内において別に納期を定めることができるとするものであります。

よろしく願いいたします。

**○大沢芳朋議長** 1番谷江正照議員。

**○1番 谷江正照議員** この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております承認第1号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** ただいま1番谷江正照議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。川崎朋巳議員。

**○13番 川崎朋巳議員** 専決処分によって対応されましたけれども、本日に至るまで固定資産税の納期に対する、この案件に関する対応状況について、お示しいただければと思います。

**○大沢芳朋議長** 税務課長。

**○前田豊孝税務課長** この納期を延長した案件に特定したものではございませんが、こちら専決させていただいた後、マスコミに公表した後、相談については、かなり件数、電話と窓口を含めて、いろいろな相談が参っているところでございます。

ただ、具体的などころにつきましては、やはり新型コロナウイルスの影響を鑑みて、そして具体的な内容で、また納税相談をさせていただくということで、お答えしているところでございます。

**○大沢芳朋議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号については、これを承認することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するも

のにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第４９８回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前１０時４５分 閉 会

議 長 大 沢 芳 朋

会議録署名議員 棚 井 裕 一

同 上 谷 江 正 照

同 上 神 保 光 一

